

民生委員・児童委員活動について

全国社会福祉協議会 民生部

1. 民生委員・児童委員活動について

- 民生委員・児童委員は福祉関係法規の規定に基づき、市町村をはじめ、都道府県・指定都市、国等の行政機関へ協力し、地域住民への福祉サービスの周知、利用促進など幅広く相談・情報提供を行い、支援を必要とする人びと（生活困窮者、低所得者、ひとり暮らし高齢者、ひとり親家庭、障害者など）の援助活動を行なっている。…… **行政協力活動**
- また、社会福祉協議会、学校、自治会等と協働し、自主的に地域の福祉課題への取り組み、福祉のまちづくりの取り組みをすすめている。…… **自主活動**



(1) 行政協力活動

- ① 民生委員・児童委員は、民生委員法において、福祉事務所、その他の関係行政機関の業務に協力することと規定されている。
- ② 民生委員・児童委員は、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等において、福祉事務所の社会福祉主事等の職務への協力が規定されている。

※全国的に取り組んだ協力活動＝悪質商法被害防止、認知症になっても大丈夫キャンペーン、子ども虐待防止のオレンジリボンキャンペーン、早寝早起き朝ごはん運動 等

(2) 自主活動

全国的に取り組んだ自主活動

- ① 全国児童委員活動強化推進方策（第2次アクションプラン）の推進
- ② 民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動
- ③ 児童虐待防止への取り組みの強化と地域住民への呼びかけ

2. 民生委員・児童委員の組織

(1) 基礎組織

- すべての民生委員・児童委員は民生委員協議会（民児協）に所属している。
- 民生委員法第 20 条により、都道府県知事が市町村長の意見をきいて定める区域ごとに民生委員協議会が組織され、これに所属している（＝法定単位民生委員協議会）。
（例：△△町民生委員児童委員協議会、△△村民生委員児童委員協議会、△△市□□地区民生委員児童委員協議会 等）

《参考》民生委員法

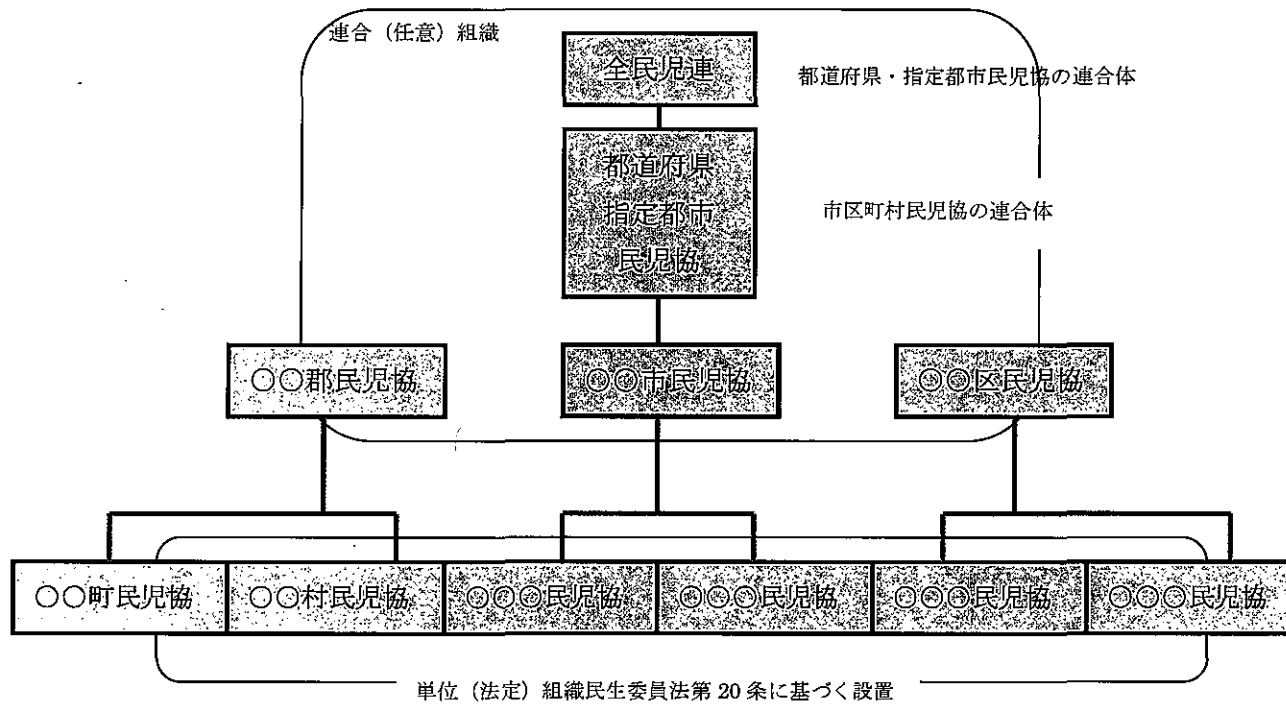
第 20 条 民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見をきいて定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならない。

2 前項の規定による民生委員協議会を組織する区域を定める場合においては、特別の事情のあるときその他、市においてはその区域を数区域に分けた区域をもつて、町村においてはその区域をもつて一区域としなければならない。

(2) 連合組織（任意）

- 法定単位民生委員協議会を基礎組織とし、任意に市・区・（郡）の民生委員児童委員協議会（連合会）、都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会（連合会）および全国民生委員児童委員連合会が組織されている。（連合民生委員児童委員協議会）
- 各連合民生委員児童委員協議会は、民生委員・児童委員活動の強化、社会福祉の増進を図る観点から、調査研究、研修事業、委員相互の連絡提携を図るなどの事業を行っている。

民生委員・児童委員の組織



3. これからの民生委員・児童委員の重点活動

◇民生委員制度創設 90 周年記念活動強化方策「広げよう 地域に根ざした 思いやり」－100 周年に向けた民生委員・児童委員行動宣言－（平成 19 年 7 月／全民児連）

- ① 安心して住み続けることができる地域社会づくりに貢献します
- ② 地域社会での孤立・孤独をなくす運動を提案し行動します
- ③ 児童虐待や犯罪被害などから子どもを守る取り組みを進めます
- ④ 多くの福祉課題を抱える生活困難家庭に粘り強く接し、地域社会とのつなぎ役を務めます
- ⑤ 日頃の活動を活かし、災害時に要援護者の安否確認を行ないます

◇全国児童委員活動強化推進方策「広げよう 地域に根ざした 思いやり」行動宣言 児童委員(主任児童委員)版（平成 19 年 9 月／全民児連）

[重点課題]

- ① 地域から孤立した子育て・孤独な子育てをなくす取り組みの推進
- ② 課題を抱える親子を発見し、必要な支援につなぐ取り組みの推進
- ③ 児童虐待の早期発見・早期対応、および子どもを犯罪被害等から守るための連携・協働の推進

[取り組み期間] 平成 19 年 12 月～平成 22 年 11 月

(1) 民生委員活動の特性

- 市町村行政と密接な関係を持って活動しているという特性を活かした活動をすすめる。
- 当該地域に暮らしさまざまな人的ネットワークを持っているという特性を活かす。
- 全国のネットワークを持ち、全国的課題への対応を住民生活に密着した地域で展開できる。

(2) 要援護者の発見・見守りと通報・情報提供

- ① 地域で孤立している、疎外されている個人・世帯を「発見」し、継続して見守る、関わる
→ 孤独、孤立への対応
- ② 要援護者マップ（福祉マップ）作りを通じて日常的な要援護者の把握をすすめる
→ 災害時要援護者の把握

◇「第2次 民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」（平成19年9月／全民児連）

〔実施期間〕平成19年10月1日～平成22年11月末日

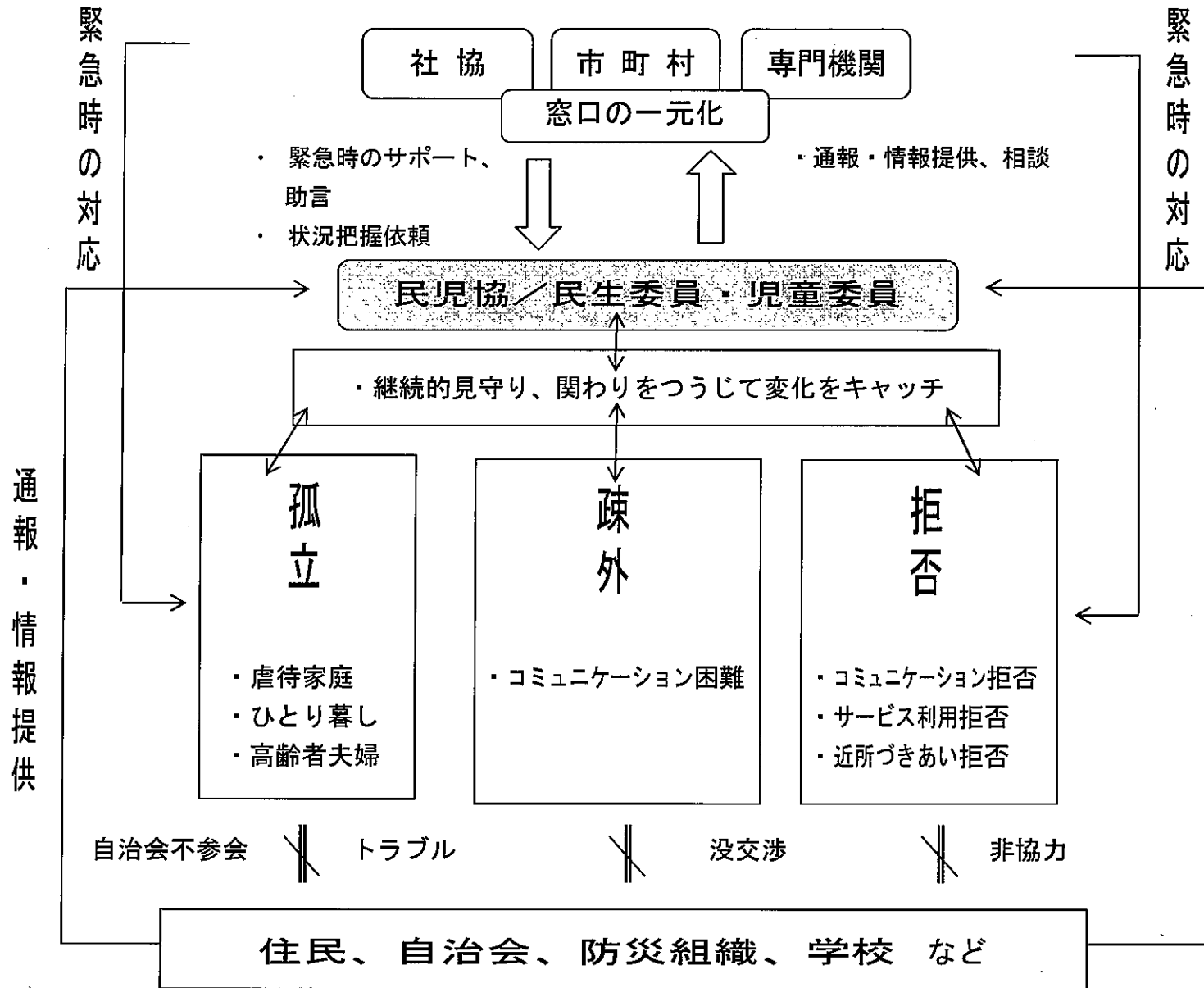
- ③ 市町村行政、専門機関、社協等に協力し、要介護状態の高齢者、高齢者・児童虐待ケース、高齢者・障害者の悪質商法被害等の防止など、社会的支援を必要とする個人・世帯を行政、福祉サービス等に「つなぐ」
→ 通報・情報提供する活動
- ④ 地域で孤立している人々、疎外されている人々、関わりを拒否する人々への継続的な相談・支援を通じ住民（自治会・町内会、自主防災組織、学校など）とのパイプ役となる
→ 地域社会との窓口となる活動
- ⑤ 住民との信頼関係を結ぶ → 守秘義務を徹底し、個人情報を適切に取り扱う

(3) 民生委員・児童委員がより良い活動をすすめるための行政等によるバックアップ体制の整備等

- 安心感を持って活動できるよう、緊急時、あるいは困難ケースへのバックアップ体制を整備する
→ 行政窓口の一元化
- 民児協の組織的な活動を積極的に評価する
- 複数担当制などの工夫運用や福祉協力員等の活用
- 民生委員候補者にとって地域活動を行いやすい推薦方法の導入
- 民生委員・児童委員が活動をしやすい個人情報保護条例の見直しと情報共有の、実施啓発の徹底

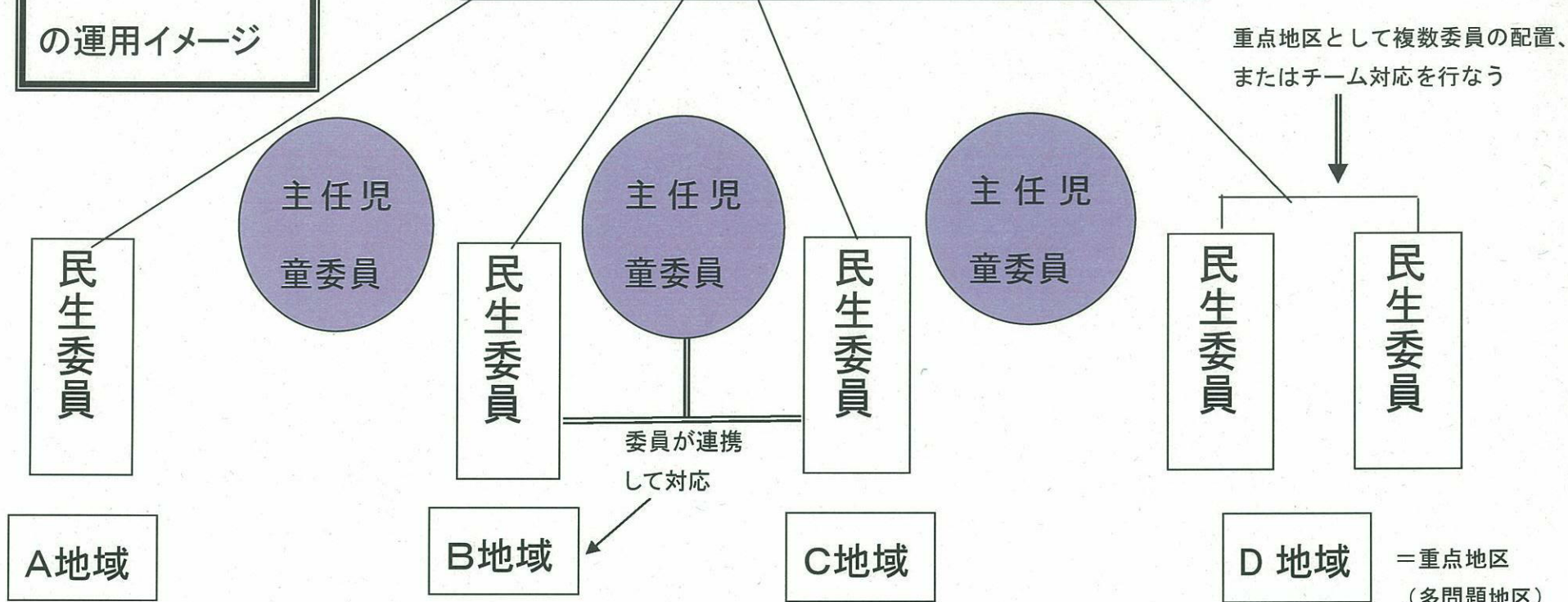
- ① 民生委員・児童委員から通報・情報提供を有効に活用し、また即応的に対応するため行政や専門機関の担当セクション（窓口）を一元化し、緊急時や困難ケースに関する市町村行政や専門機関からの協力要請や対応指示を具体的、明確に行う。
[図表 1]
- ② 住民、社協（地区社協）等と協働して取り組む「ふれあいサロン」や「子育てサロン」活動など地域における支えあい活動、「学童の安全パトロール」活動など安全で安心なまちづくり活動等への参画を積極的に評価する。
- ③ 困難ケース、多問題地区への対応時には複数委員の配置またはチームによる対応ができる柔軟な配置基準の運用
[図表 2]
- ④ 民生委員・児童委員の推薦を小地域から行なう仕組みとして、自治会長、地区社協会長、民児協会長等の協議による、民生委員候補者の選出が可能となる、地域での透明性の高い推薦準備会の必置。
- ⑤ 行政、専門機関は民生委員・児童委員の見守り活動等が円滑にすすめられるように、必要とされる要援護者情報を提供する。

図表 1 個別支援活動のイメージ



【図表2】
柔軟な配置基準
の運用イメージ

市町村民生委員児童委員協議会



・児童虐待(ネグレスト)が発生

- ・団地こひとり暮らし高齢者が多い
- ・近隣と長年にわたりトラブルを起こす世帯がある(多い)
- ・学童の安全・安心パトロール活動の強化の必要性が高い地域
- ・低所得世帯が多い、など

(4) 活動しやすい環境づくり

- 民生委員・児童委員の「やりがい」を高める
- 住民に民生委員・児童委員とその活動内容を正しく理解してもらい適任者を得る。
- 住民等の「理解」と「協力」、「励まし」を得る。

- ① 援助技術・知識の習得のサポートとして経験に応じた研修制度を充実する。
- ② 国、自治体レベルでの民生委員・児童委員、主任児童委員の役割を積極的にPRする。
- ③ 住民の理解、共感を実感できる活動。住民に「見える活動」の重視。

4. 民生委員・児童委員活動に現れている状況

- (1) 住民に民生委員・児童委員活動が理解されていない。とくに、主任児童委員。 (別表1 資料編2ページ)
- (2) 民生委員・児童委員のなり手(後継者)がない (別表2 資料編3ページ)
- (3) 要援護者や地域住民のプライバシーにどこまで踏み込めるのか (別表3 資料編4ページ)
- (4) いわゆる「あて職」が多く、多忙である (別表4 資料編5ページ)
- (5) 連携がとりにくい「機関」の存在 (別表5-①②③④ 資料編6～9ページ)
- (6) 要援護者支援に必要な個人情報が提供されない (別表6-①② 資料編10～11ページ)

児童委員活動について

1. 全国的な取り組み

(1) 全国児童委員活動強化推進方策

平成12年より、全国児童委員活動強化推進方策および行動計画を策定し、全国的な児童委員活動の強化を進めており、平成16年からは第2次アクションプランとして、具体的な取り組みメニューを示し活動を展開している。例えば、子育てサロンは44.7%の法定単位民児協が実施している（H19年1月1日現在）。平成19年12月からの3か年は、90周年活動強化方策・行動宣言の児童委員・主任児童委員版に整理した3つの重点課題に取り組むこととなっている。

<全国児童委員活動強化推進方策第2次アクションプラン取り組みメニュー例>

- | | |
|----------------------------|-------------------------------|
| ・子育てサロン（子育てひろば、つどいの広場） | ・世代間交流 |
| ・子育てマップや子育て啓発パンフレットづくり | ・地域住民向けの啓発活動相談活動 |
| ・「赤ちゃんおめでとう」訪問活動 | ・地域でのパトロール活動 |
| ・土日、放課後の子どもたちの居場所・つどいの場づくり | ・他機関・団体との子育てや虐待にかかわるネットワークづくり |
| ・福祉教育・体験活動の取り組み | ・不登校児童、引きこもりの子どものための居場所づくり |

<90周年活動強化方策・行動宣言 児童委員・主任児童委員版>

<スローガン> 広げよう 地域に根ざした 思いやり

<重点課題>

- 1) 地域から孤立した子育て・孤独な子育てをなくす取り組みの推進
- 2) 課題を抱える親子を発見し、必要な支援につなぐ取り組みの推進
- 3) 児童虐待の早期発見・早期対応、および子どもを犯罪被害等から守るための連携・協働の推進

(2) 児童虐待防止への取り組み

平成16年に、「児童虐待防止緊急アピール2004」とともに「児童虐待防止への取り組み方針」を採択し、民児協としての組織的な取り組みを推進してきた。また、平成19年5月には、「本会における児童虐待防止のための取り組みについて」採択し、守秘義務を持つ児童委員に地域住民からの情報が寄せられるよう協力を求める呼びかけを実施している。あわせて、(1)のとおり、平成19年11月からの3か年は、全国児童委員活動強化推進方策においても、特に児童虐待防止のための取り組みを重点的に進めることとしている。

2. 児童委員活動における課題

(1) 市町村行政・児童相談所との連携・協働

要保護児童等地域対策協議会の設置も進むなかで、地域における要支援家庭への援助において、児童委員・主任児童委員に期待される役割が明確化されることが必要。そのうえで、必要な情報提供のもとに活動の依頼（指示）がされ、その支援過程やその後の経過についても適切な情報提供がなされることが重要。

(2) 子ども・子育て家庭の情報の把握・共有

集合住宅・マンションの増加やプライバシー意識の高まり等により訪問活動は困難な状況にあり、加えて、個人情報保護法施行以降、従来行政から提供されていた新生児のいる家庭の情報等が取得できなくなるなど、児童委員活動の推進に支障を来たしている地域もある。「要援護者」としての日頃の情報把握という観点からも、一人親家庭や障害児のいる家庭等、支援の必要な家庭の情報が、児童委員・主任児童委員に適切に提供されるとともに、情報共有のルール化が図られる必要がある。

(3) 学校との連携・協働

虐待や非行、いじめ、不登校など、学童期の子育て家庭の抱える課題が、複雑化・多様化するなか、児童委員・主任児童委員と学校との連携による、地域での見守り・支援が重要となっている。学校と民児協との定期的な情報交換等の場や児童委員・主任児童委員に担当の学区・学校を設けるなど、学校と民児協とが顔の見える関係を構築することが重要。

(4) 主任児童委員のPR

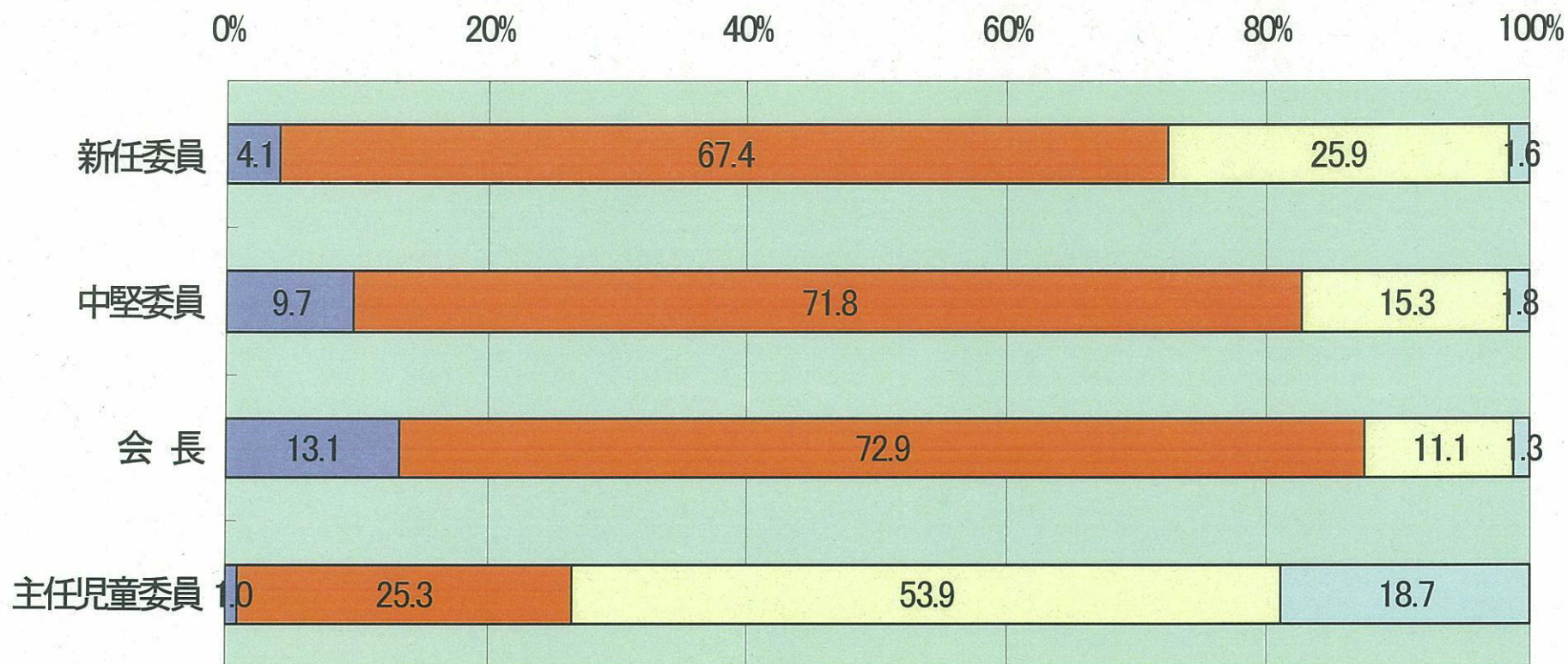
主任児童委員の存在、役割について、地域住民および地域の他機関に十分に理解してもらうことが、児童委員活動推進のためにも必要。個人的に顔の見える関係を築いていくとともに、主任児童委員の役割や活動内容について社会的にPRすることが必要。

民生委員・児童委員活動について

(資 料 編)

全国社会福祉協議会 民生部

別表1 民生委員・児童委員活動への住民の理解度



■ とても理解されていると思う
 ■ ある程度理解されていると思う
 ■ あまり理解されていないと思う
 ■ 理解されていないと思う

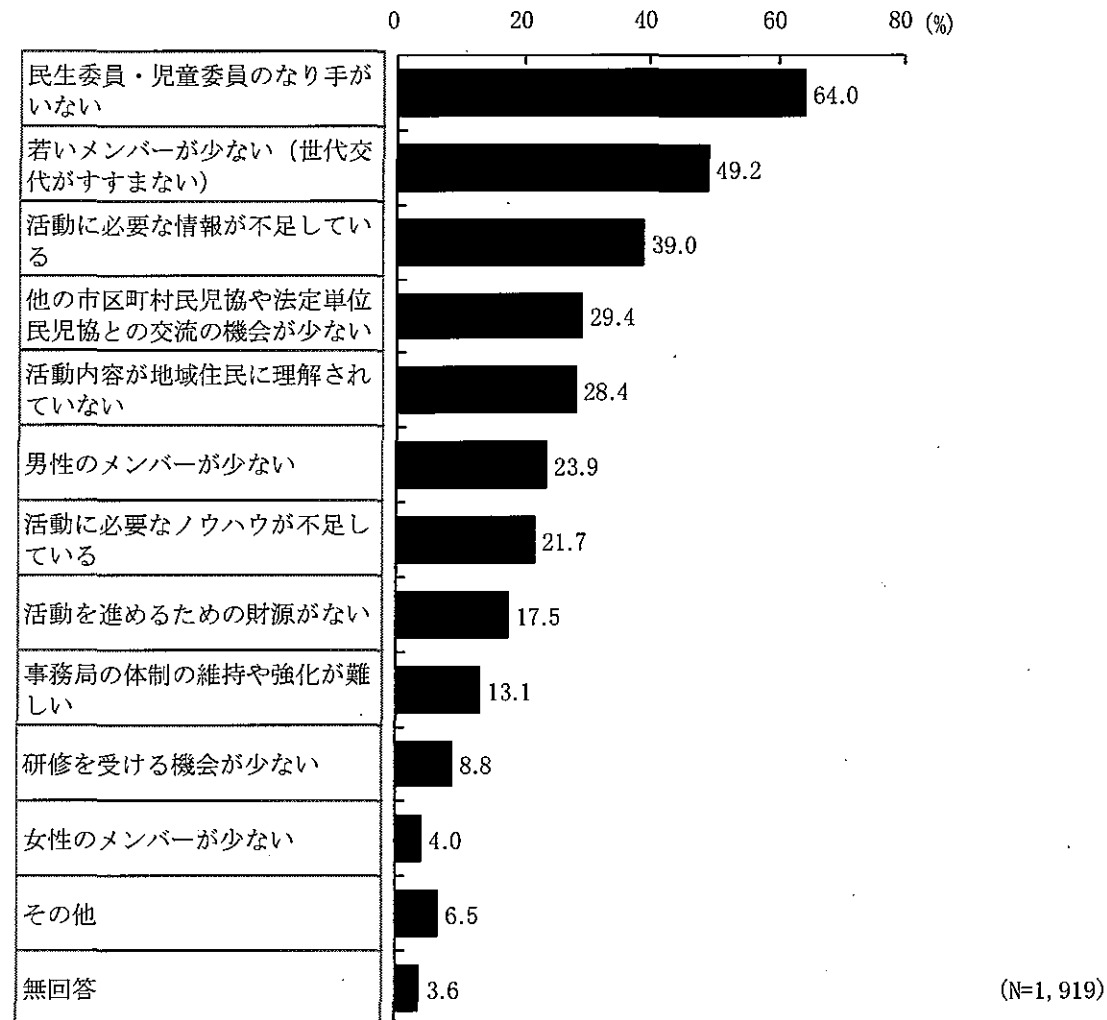
「民生委員・児童委員活動および民児協活動に関する意識調査」(全民児連／平成18年12月)より抜粋

民生委員・児童委員活動に対する地域住民の理解について、新任・中堅・会長では「ある程度理解されている」が7割を占めており、「理解されている」という肯定的な意見は、新任→中堅→会長と段階的に増加する傾向にある。

しかし、主任児童委員では、主任児童委員活動について「理解されていない」「あまり理解されていない」と7割以上が感じている。

別表2 法定単位民児協の課題

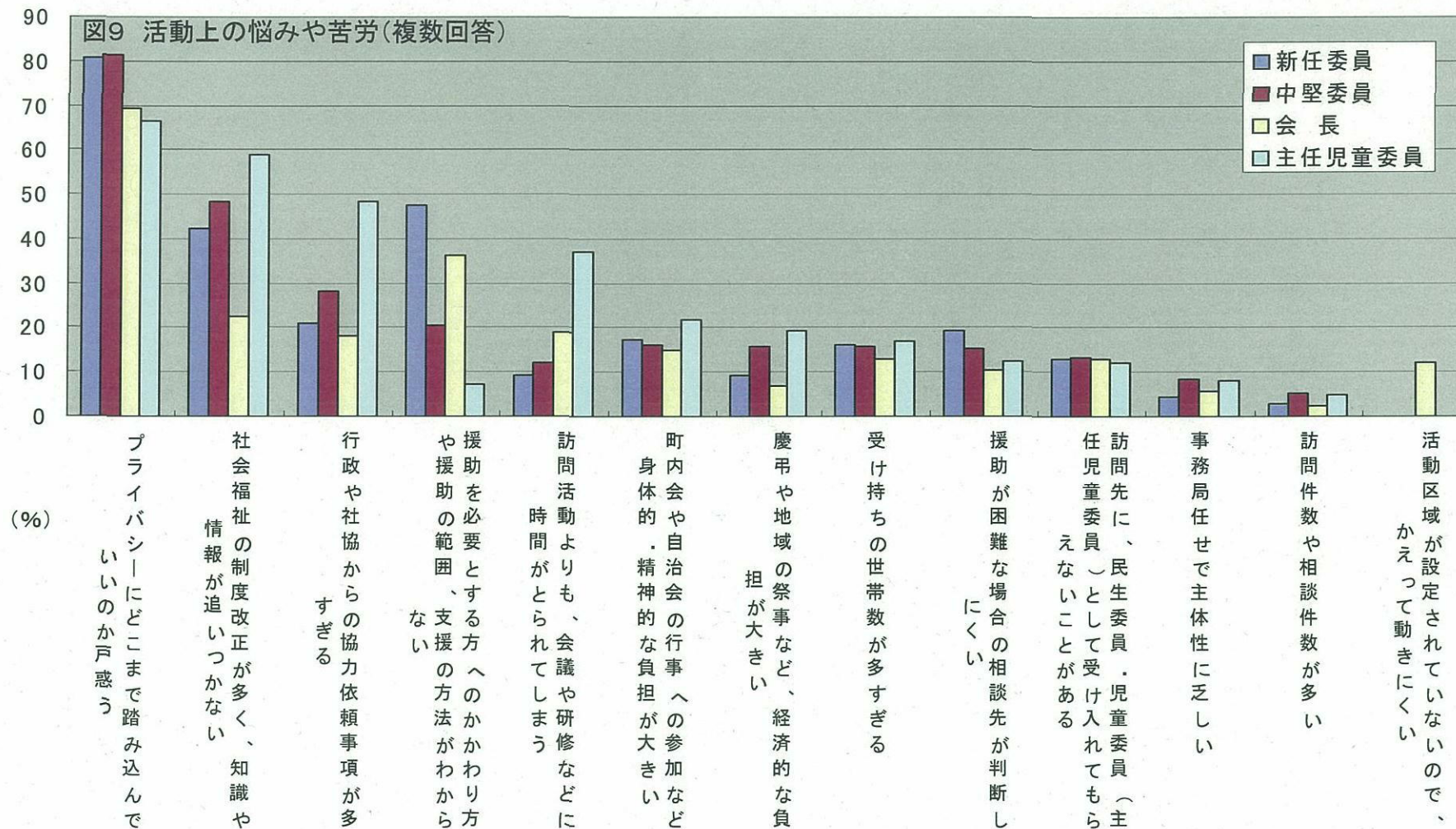
「市区町村民生委員児童委員協議会等活動実態調査報告書2006」(全民児連／平成19年3月)より抜粋



法定単位民児協として現在課題となっていることは、「民生委員・児童委員のなり手がいない」が64.0%と断然高く、これに「若いメンバーが少ない(世代交代がすすまない)」(49.2%)、「活動に必要な情報が不足している」(39.0%)、「他の市区町村民児協や法定単位民児協との交流の機会が少ない」(29.4%)、「活動内容が地域住民に理解されていない」(28.4%)が続いている。

別表3 活動上の悩みや苦労点の比較

※その他、不明など項目を一部省略



「民生委員・児童委員活動および民児協活動に関する意識調査」(全民児連/平成18年12月)より抜粋

図表4 民生委員・児童委員Bさんの、地域における役職(例)

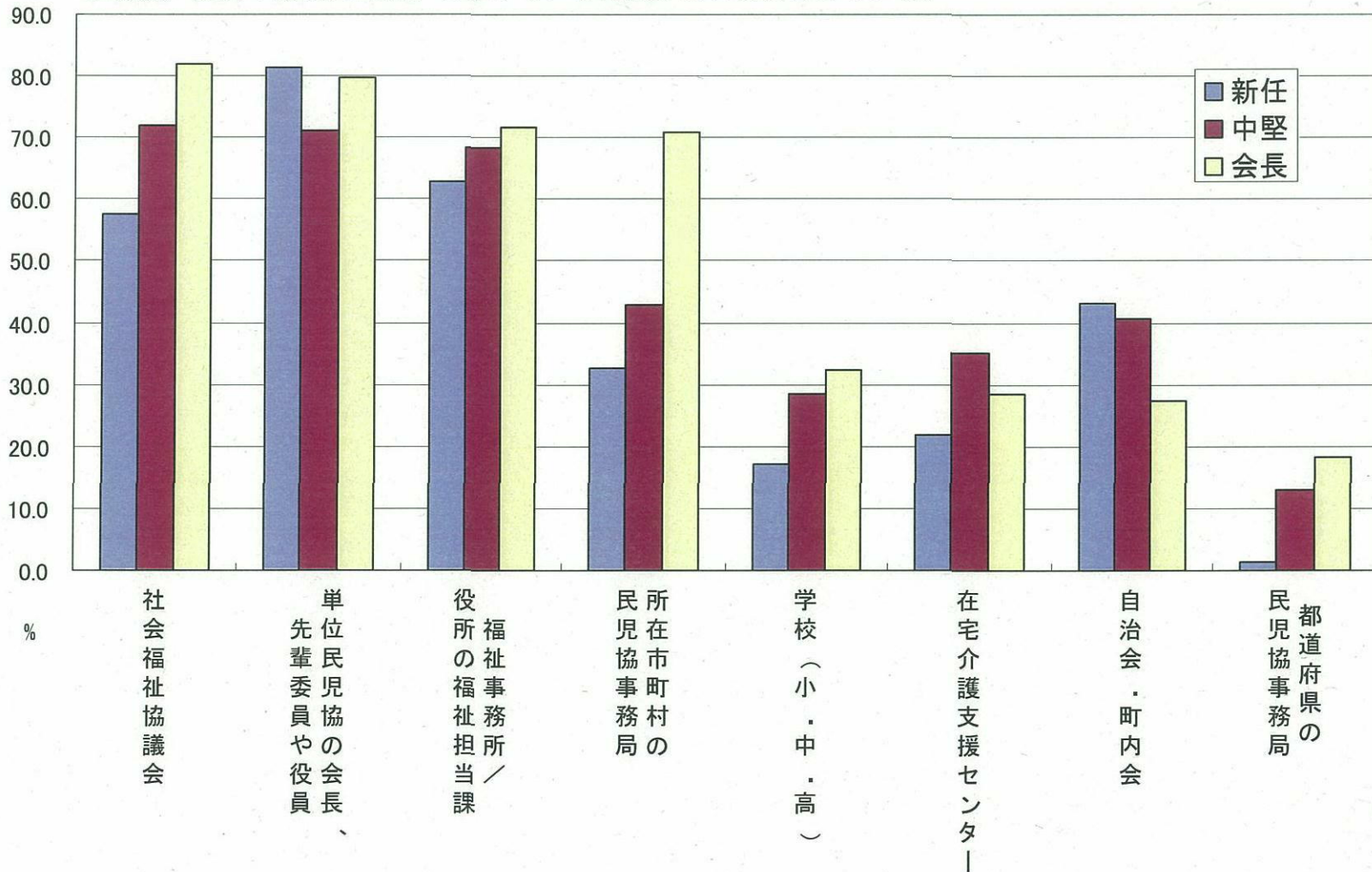
■ 市民生児童委員協議会連合会会長
 ■ 県民生児童委員協議会連合会副会長
 ■ 県社会福祉協議会評議員
 ■ 市社会福祉協議会副会長
 ■ 市地区民生児童委員協議会会長
 ■ 市地区社会福祉協議会会長
 ■ 市シルバー人材センター副理事長
 ■ 日本赤十字社 県支部評議員
 ■ 日本赤十字社 県支部
 ■ 市 分区長
 ■ 商工会議所小規模企業振興委員
 ■ 商店街振興組合理事
 ■ 町内会長

A県に住む民生委員・児童委員Bさんの、地域におけるさまざまな役職例

別表5-① 連絡・連携を取り合っている機関・人の比較

「民生委員・児童委員活動および民児協活動に関する意識調査」(全民児連／平成18年12月)より抜粋

一人ひとりの民生委員への意識の調査では、「社会福祉協議会」を挙げている委員が70.5%、「福祉事務所／役所の福祉担当課」を挙げている委員が67.7%を占めている。

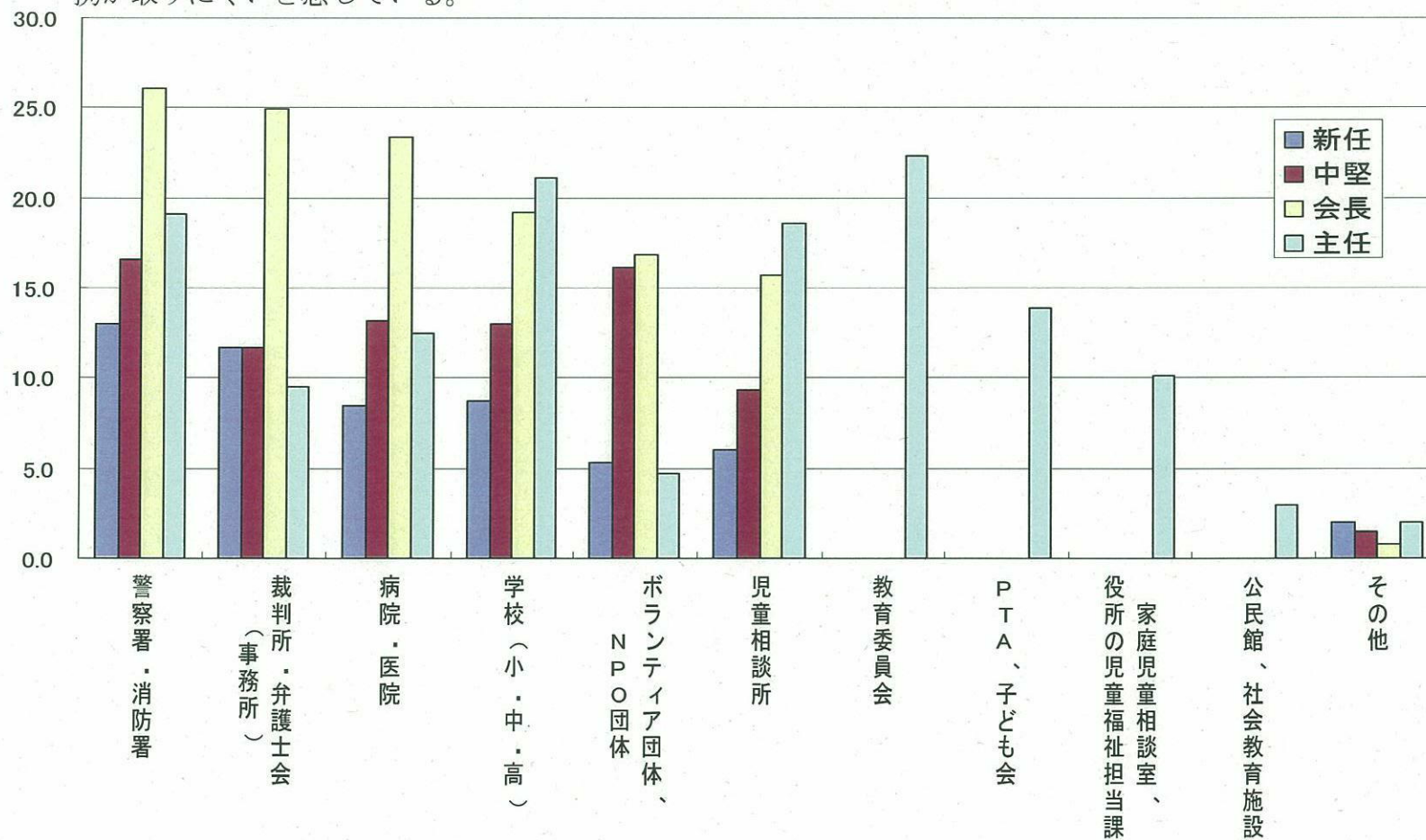


別表5-② 連絡・連携が取りにくい機関・人

「民生委員・児童委員活動および民児協活動に関する意識調査」(全民児連／平成18年12月)より抜粋

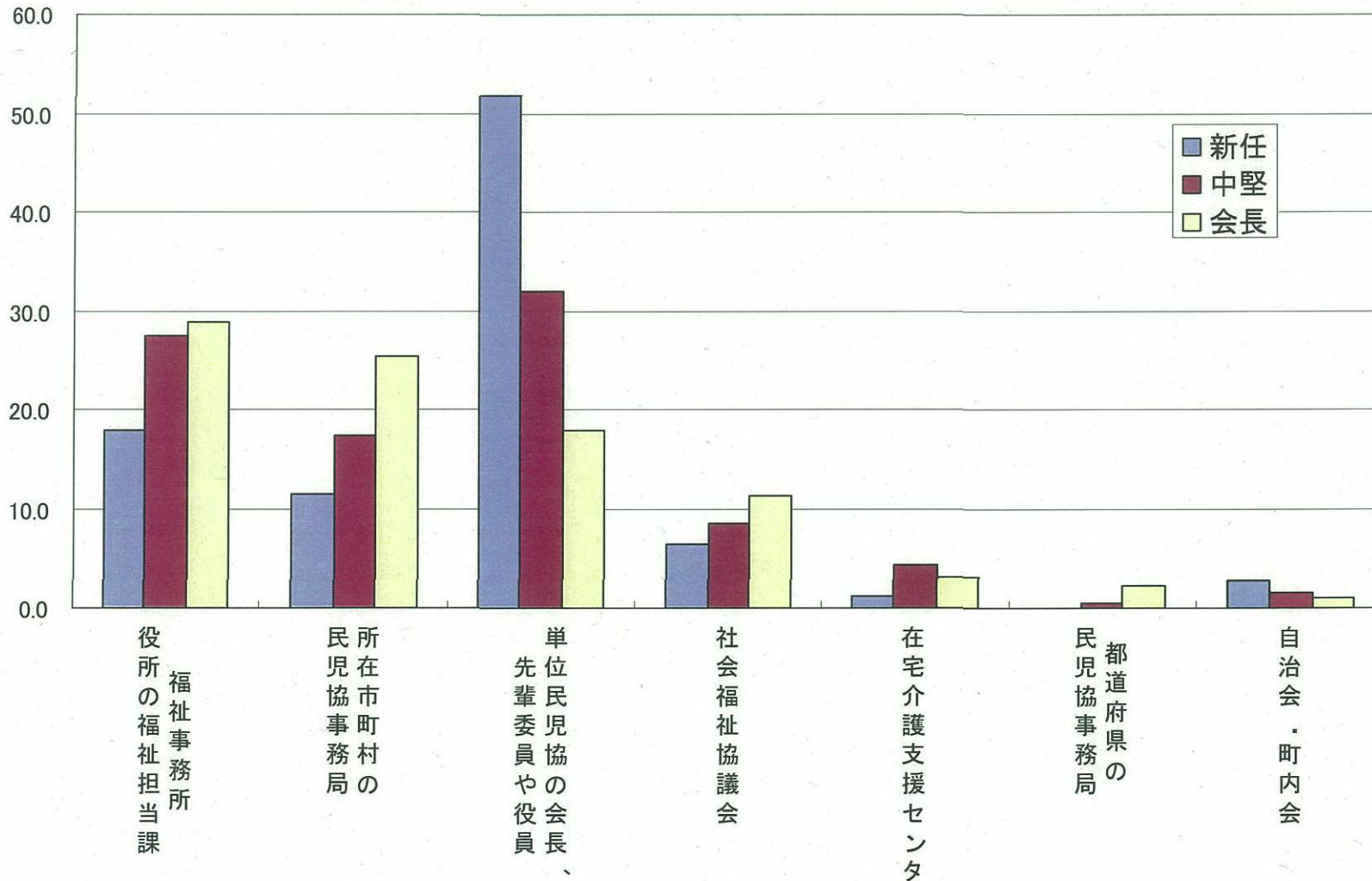
民生委員が連絡・連携を取りにくいと感じている機関は「警察署・消防署」を挙げている民生委員が18.7%で最も多い。次点としては「学校(小・中・高)」が15.5%、「裁判所・弁護士会」が14.5%、「病院・医院」が14.4%、等。

また、新任→中堅→会長と、構成比が低下する傾向にあることから、経験を積むほど何らかの機関に対して連携が取りにくいと感じている。



図表5-③ 最も頼りになる機関・人

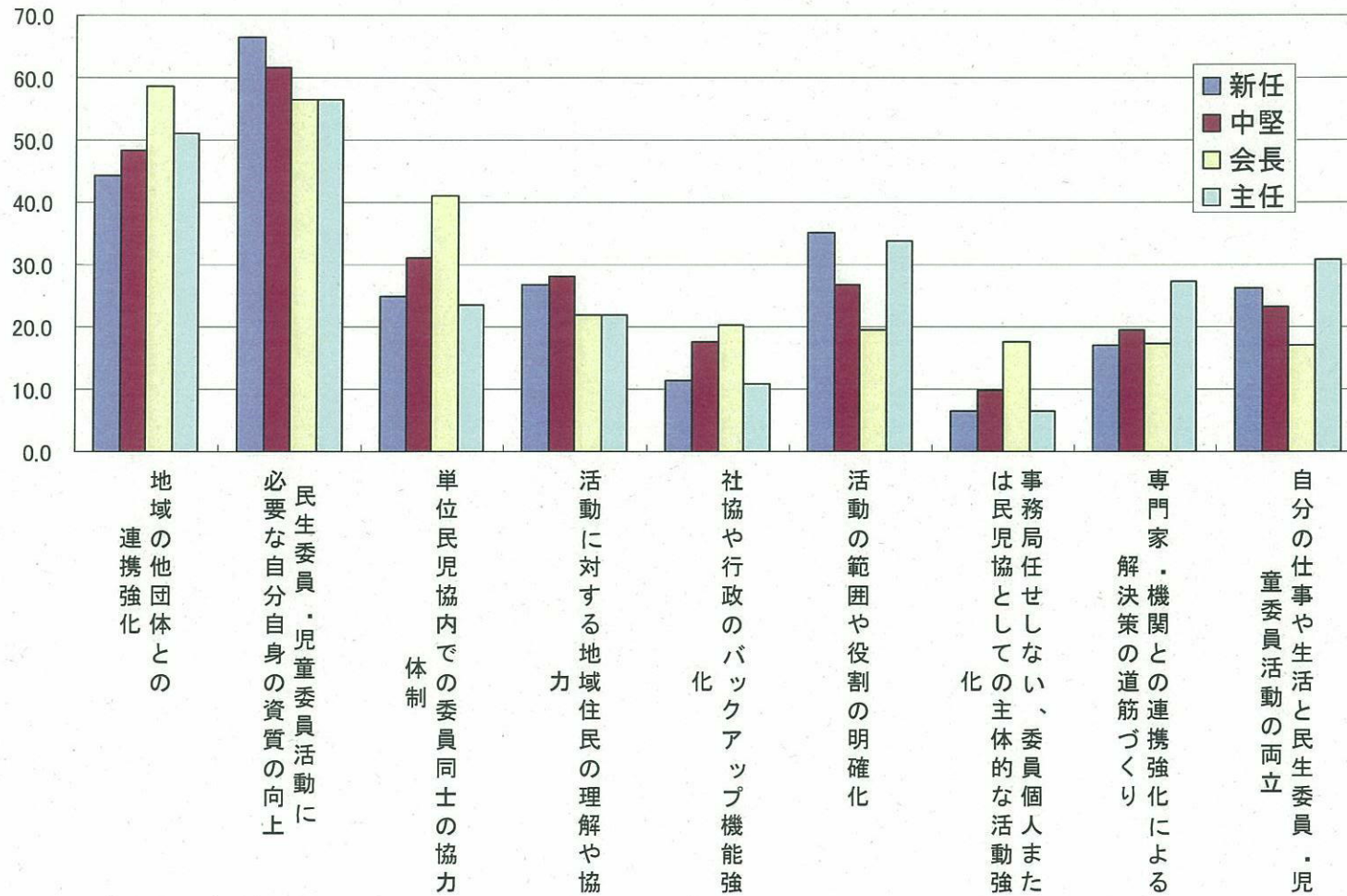
「民生委員・児童委員活動および民児協活動に関する意識調査」(全民児連/平成18年12月)より抜粋



新任と中堅では「単位民児協の会長、先輩委員や役員」、会長では「福祉事務所/役所の福祉担当課」が最も多い。「福祉事務所/役所の福祉担当課」や「所在市町村の民児協事務局」、「社会福祉協議会」は、新任→中堅→会長と段階的に増加する傾向にある。

別表5-④ 委員を続けるために必要なことの比較

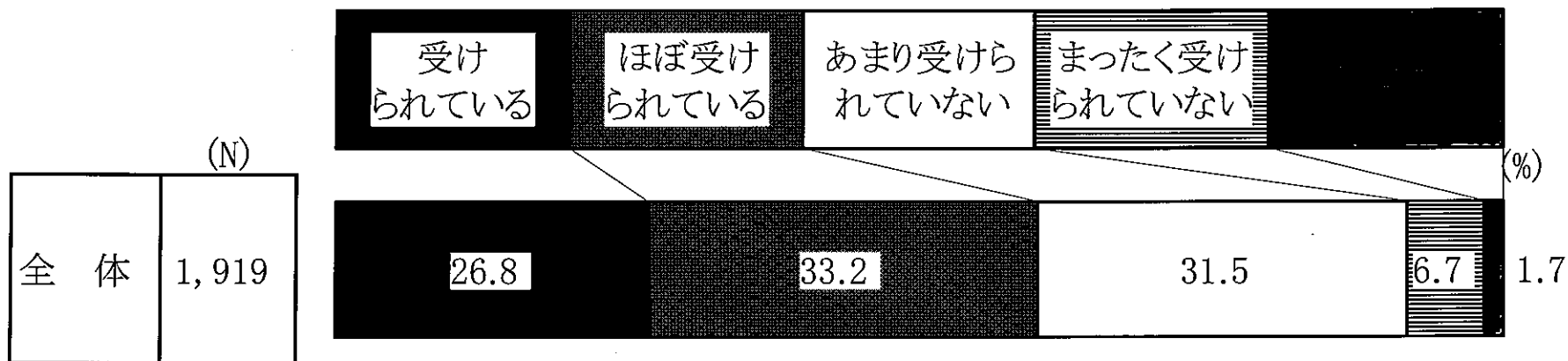
「民生委員・児童委員活動および民児協活動に関する意識調査」(全民児連/平成18年12月)より抜粋



「民生委員が委員活動を続けるために必要と感じている事項」として、その第2位が「地域の他団体との連携強化」50.7%、となっている。

別表6-① 行政からの個人情報提供状況

「市区町村民生委員児童委員協議会等活動実態調査報告書2006」(全民児連／平成19年3月)より抜粋



法定単位民児協が地域の要援護者支援を行うにあたって、希望する個人情報の行政の提供が「受けられている」法定単位民児協は26.8%であり、これに「ほぼ受けられている」(33.2%)を含むと全体の60.0%となる。

「あまり受けられていない」(31.5%)と「まったく受けられていない」(6.7%)の合計は38.2%と、4割近くに達している。

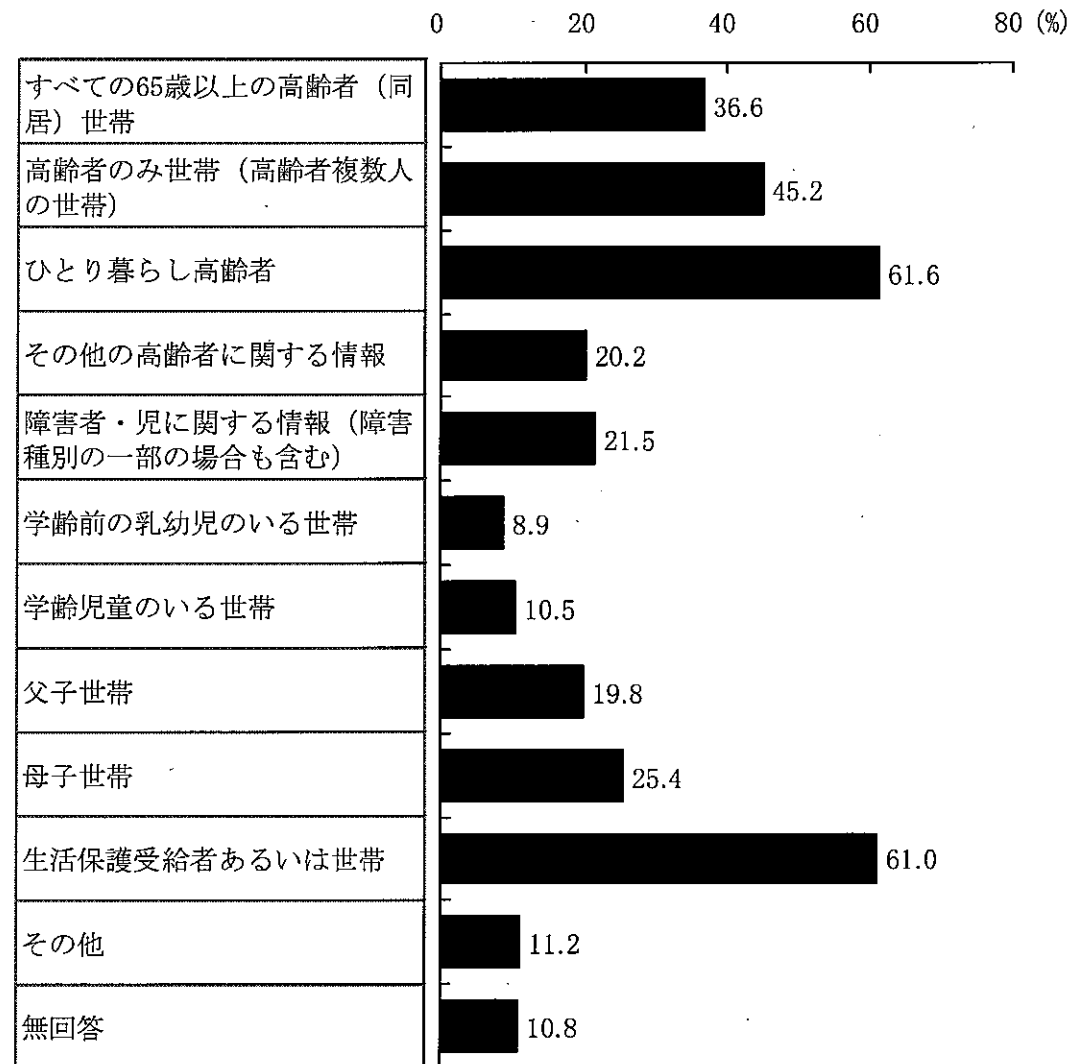
別表6-② 行政から情報提供を受けて保有できている 情報内容

「市区町村民生委員児童委員協議会等活動実態調査報告書2006」(全民児連／平成19年3月)より抜粋

情報提供により保有できている情報の内容は、「ひとり暮らし高齢者」61.6%、「生活保護受給者あるいは世帯」61.0%。

「母子世帯」25.4%、「父子世帯」19.8%と低率。

「障害者・児に関する情報」21.5%と低率。



(N=1,919)

民生委員・児童委員活動事例

(1) 高齢者など要援護者のための見守りネットワークの推進（青森県・今別町民児協）

今別町民児協では、地区社協が推進する見守り・支援事業「ほのぼの交流事業」に協力・参画している。12地区ごとに、訪問によって見守り希望の有無を確認し、了解を得た上で緊急連絡先や健康状態などを台帳に記録。民生委員・児童委員は、1世帯につき2名の協力員とともに担当している。見守りは、日常的な安否確認から、近所の方からの情報提供、緊急対応、離れて暮らす家族との連絡など、社協を中心に、民生委員・児童委員が関係機関・団体とのパイプ役をしながら地域全体で取り組むしくみとなっている。

(2) 被災地での支援活動（石川県・輪島市門前地区民児協）

平成19年3月に発生した「平成19年能登半島地震」で被害の大きかった輪島市門前地区では、地震発生時から直ちに民児協、民生委員・児童委員による災害時支援が行われた。日頃の見守り活動等を通じて、寝たきりやひとり暮らしの高齢者、高齢者夫婦世帯などの要援護者がマップに記録され、情報も更新されていた。また、前年に地域の防災訓練を実施していたことで、民生委員・児童委員としての役割分担が確認されていた。このような日頃の活動によって、すばやい要援護者の安否確認・避難誘導が可能となった。




(3) 乳幼児とその親が集う「子育てサロン」の取り組み（東京都・港区赤坂地区民児協）

港区赤坂地区民児協では、廃校となった小学校校舎を活用して設けられた施設を活用して、「子育てサロン」を開催している。月に2回、地域の子育て中の親子が気軽に立ち寄れるサロンを開催している。子どもを遊ばせながら、親同士が交流したり、子育て経験のある児童委員・主任児童委員に気軽に相談したりできる場となっている。

(4) 主任児童委員発の児童虐待防止ネットワーク活動（宮崎県都城市山田地区民児協）

山田地区民児協では、地域の家庭支援において困難を抱えた主任児童委員の働きかけにより、行政や学校等との情報交換の場を設け情報交換・協議を重ね、平成16年より民児協を中心とした「児童虐待防止ネットワーク」を立ち上げた。以降、課題を抱える家庭への支援について具体的な協議・連携の場として運営してきた。平成18年に山田町が都城市に合併され都城市要保護児童等対策地域協議会が設置されてからは、市総合支所の保健師を中心とした運営となったが、引き続き山田地区における虐待の疑いのある過程や、虐待に至るおそれのある家庭への支援について検討する場となっている。

参考 民生委員・児童委員Aさんの一週間

	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
9:00		9:00 社会福祉協議会ボランティアセンターに連絡し、Yさんの通院を介助してくれるボランティアを求める。(午前11時すぎ「ボランティアにOさんを」との連絡あり)		10:00 民児協会長のSさんより来月開かれる児童委員研修会に一緒に出席してもらいたいと要望があり、承諾する。			
11:00	11:00 ひとり暮らしの高齢者・Yさんから、足をケガして歩けないという電話があったので、さっそくどのような様子か訪問してみる。		10:00 寝たきり高齢者のMさん宅を訪問。介護者である夫に介護講習会の案内をする。 	13:00 小さな店を開設するため生活福祉資金の借入れを申請した町内のNさんについて町社協から調査依頼があったので実情を確認(不況のため会社が倒産)のうえ、民生委員調査書を作成した。		11:00 Yさんの通院ボランティアOさん宅へ電話し、その後の様子をたずねる。	10:00 福祉課より依頼のあった、高齢者世帯の実態アンケート調査のため、担当区域内の10か所の世帯を廻る。
12:00		15:00 YさんのところへボランティアのOさんと一緒に訪問する。その帰り道、事故で大けがをしたFさんの奥さんに出会い、身体障害者手帳の交付についてたずねられる。そのことを福祉事務所に連絡しておく。 			14:00 民児協児童福祉部会に出席、来月の子育てサロン活動のプログラムについて打ち合わせた。	14:00 町内のIさんが訪ねてくる。Iさん宅の隣の家から激しい泣き声が聞こえ、子どもが親から虐待されている様子だと聞かされる。さっそく民児協会長のSさんとK主任児童委員と相談し市町村・児童相談所に連絡、情報の確認と対応について協議する。 	
15:00	17:00 T町子ども会育成会の会合に出席し、民児協として夏休みのプログラムに協力できるものを検討する。						
18:00							

○ 民生委員・児童委員のAさんは60歳の女性。現在は、定年退職した夫とふたり暮らし。ふたりの子どもは、結婚して遠くに住んでいる。

Aさんの子どもたちが学校に通っているころ、地域の子ども会やPTAの役員を積極的に引き受けてきた経験から、とくに児童の問題に力を注いでいる。Aさんの一年間の活動日数は約100日、訪問回数は140回になる。